

様式第7号（第9条関係）

改善命令書

第 号
年 月 日

様

大田原市長



下記の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、下記のとおり改善措置を命じます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画（変更）認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画（変更）認定年月日 年 月 日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

（審査請求等）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大田原市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大田原市を被告として（訴訟において大田原市を代表する者は大田原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起できます。